

「財産形成預金規定」新旧対照表

下線部が変更箇所

現行	改正後
<u><新設></u>	<u>1. (反社会的勢力との取引謝絶)</u> <u>この預金は、次の各項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各項の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。</u> <u>また、次の各項の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。これにより、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、財産形成預金契約の証を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u> <u>(1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>(2) 預金者が、次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと</u> <u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u>

現行	改正後
<u><新設></u> <u>1. (預入れの方法等)</u> (1) <u>財産形成期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)</u>の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。 (2) <省略> (3) この預金については通帳の発行にかえ、<u><追加></u>預入れの残高を6か月に1	<u>(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合</u> <u>A. 暴力的な要求行為</u> <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u> <u>E. その他前各号に準ずる行為</u> <u>2. (取引の制限等)</u> <u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u> <u>3. (預入れの方法等)</u> (1) <u>この預金</u>の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。 (2) <省略> (3) この預金については通帳の発行にかえ、<u>財産形成預金契約の証(以下「契約</u>

現行	改正後
回以上通知します。 <u>2.</u>（預金の種類・期間・継続の方法等） （1）＜省略＞ （2）この預金（<u>後記 5.</u> による一部解約後の残りの預金を含む。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。 （3）<u>前記(2)</u>の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。 （4）継続された預金についても<u>前記(2)</u>と同様とします。 （5）＜省略＞ <u>3.</u>（預金の支払時期等） <u><追加></u> この預金は継続停止の申出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。 <u>①</u> ＜省略＞ <u>②</u> 満期日は、<u>前記①</u>に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。 <u>③</u> <u>前記①または②</u>による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。 <u>④</u> <u>前記①または②</u>により、定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、<u>同号</u>による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。 <u>4.</u>（利 息） （1）この預金の利息は、次のとおり計算します。 ① ＜省略＞ ② <u>前記①</u>の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金	<u>の証」といいます。）を発行し、</u>預入れの残高を6か月に1回以上通知します。 <u>4.</u>（預金の種類・期間・継続の方法等） （1）＜省略＞ （2）この預金（<u>第7条</u>による一部解約後の残りの預金を含む。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。 （3）<u>第2項</u>の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。 （4）継続された預金についても<u>第2項</u>と同様とします。 （5）＜省略＞ <u>5.</u>（預金の支払時期等） <u>(1)</u> この預金は継続停止の申出があった場合に次項以下に定める満期日以後に支払います。 <u>(2)</u> ＜省略＞ <u>(3)</u> 満期日は、<u>第2項</u>に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。 <u>(4)</u> <u>第2項または第3項</u>による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。 <u>(5)</u> <u>前3項</u>により、定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、<u>前3項</u>による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。 <u>6.</u>（利 息） （1）この預金の利息は、次のとおり計算します。 ① ＜省略＞ ② <u>前号</u>の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額

現行	改正後
額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。 (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の<u>前記(1)</u>の利息(継続を停止した場合の利息を含む)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または、書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</u> 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40% C. 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50% D. 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60% E. 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70% F. 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90% (4) この預金の付利単位は1円とします。 <u>5.</u> (預金の解約、書換継続) <u><新設></u> <u>(1)</u> この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して<u>この財産形成期日指定定期金契約の証(以下「契約の証」という。)</u>とともに当店へ提出してください。 <u><新設></u>	については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。 (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の<u>第1項</u>の利息(継続を停止した場合の利息を含む)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または、書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います (3) <u>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第1条により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</u> 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40% C. 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50% D. 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60% E. 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70% F. 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90% (4) この預金の付利単位は1円とします。 <u>7.</u> (預金の解約、書替継続) <u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> <u>(2)</u> この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して<u>この契約の証</u>とともに当店へ提出してください。 <u>(3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続を行いません。</u>

現行	改正後
<u>(2)</u> この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円単位で金額で払戻請求することができます。 この場合、1口ごとの元金合計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、次の順序でこの預金を解約します。 ①～③ <省略> <u>(3) 前記(2)</u>において最後に解約することになった預金については、次により解約します。 ① ～ ② <省略> <u>6.</u> (届出事項の変更、契約の証の再発行等) (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については<u><追加></u>当金庫は責任を負いません。 (2) <省略> <u><新設></u> <u><新設></u> <u>7.</u> (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって<u>成年後見人等の</u>氏名その他必要な事項を届出てください。 <u><追加></u> (2) ～ (5) <省略> <u>8.</u> (印鑑照合)	<u>(4)</u> この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円単位で金額で払戻請求することができます。 この場合、1口ごとの元金合計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、次の順序でこの預金を解約します。 ①～③ <省略> <u>(5) 前項</u>において最後に解約することになった預金については、次により解約します。 ① ～ ② <省略> <u>8.</u> (届出事項の変更、契約の証の再発行等) (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>当金庫に過失がある場合を除き</u>、当金庫は責任を負いません。 (2) <省略> <u>(3) この契約の証を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料を支払ってください。</u> <u>(4) この預金の開設、届出事項の変更、この契約の証の再発行、その他これらに準ずる手続きの際には、当金庫は、法令で定める本人確認、その他の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。</u> <u>9.</u> (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって<u>成年後見人その他の法定代理人の</u>氏名その他必要な事項を届出てください。 <u>預金者の成年後見人その他の法定代理人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2) ～ (5) <省略> <u>10.</u> (印鑑照合)

現行	改正後
払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <u><追加></u> <u><新設></u>	払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <u>なお、預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</u> <u>11.（盗取された契約の証を用いて行われた解約または書替継続による払戻し等）</u> <u>（１）盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</u> <u>① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</u> <u>② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</u> <u>③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</u> <u>（２）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。</u> <u>ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。</u> <u>（３）前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、この契約の証が盗取さ</u>

現行	改正後
9. (譲渡、質入れの禁止) (1) ～ (2) <省略> 10. (契約の証の有効期限) <省略>	<u>れた日（契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</u> <u>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</u> <u>① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</u> <u>A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと</u> <u>B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</u> <u>C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</u> <u>② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</u> <u>(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることとはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</u> <u>(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</u> <u>(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u> 12. (譲渡、質入れの禁止) (1) ～ (2) <省略> 13. (契約の証の有効期限) <省略>

現行	改正後
<u>11.</u>（保険事故発生時における預金契約者からの相殺） （１）＜省略＞ （２）前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>契約の証は届出印を押印して</u>直ちに当店に提出してください。 ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 ②～③ ＜省略＞ （３）～（５）＜省略＞ <u>＜新設＞</u> <u>＜新設＞</u> 以 上 <u>＜新設＞</u>	<u>14.</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺） （１）＜省略＞ （２）前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの契約の証とともに</u>直ちに当店に提出してください。 ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 ②～③ ＜省略＞ （３）～（５）＜省略＞ <u>15.（通知等）</u> <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u> <u>16.（規定の変更）</u> <u>（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当に事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 以 上 <u>2026年8月17日</u>